

地球温暖化が世界各地で進んでいます。日本でも熱中症による死亡者数は増加傾向が続いており、近年では年間千人を超える年が頻発しています。今後、地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、熱中症による被害が更に拡大するおそれがあります。

こうした状況から、国は気候変動適応法を改正し(2024年4月1日施行)、熱中症予防を強化するための仕組みを設けました。今回の改正により、従来の熱中症警戒アラートより一段上の「熱中症特別警戒アラート」が新設されるとともに、冷房の効いた公共施設や民間施設を、市町村が「指定暑熱避難施設」(クーリングシェルター)に指定できるようになりました。

○ 熱中症特別警戒アラート、4月から運用へ

熱中症を予防するために、環境省は気象庁のアメダス観測所のうち、雨量のみの観測所等を除く約840カ所で「暑さ指数」に関する情報を提供しています。新設される熱中症特別警戒アラートは、暑さ指数が県内全ての情報提供地点で35以上となると予測される場合や、自然的社会的状況から、熱中症により人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に、環境省から発表されます。また、県内いずれかの情報提供地点で、暑さ指数が33以上となると予測される場合には、これまでと同様、熱中症警戒アラートが発表されます。これらのアラートは、毎年4月から10月まで(2024年は4月24日(水)から10月23日(水)まで)運用されます。

○ 暑さの避難所「クーリングシェルター」

熱中症特別警戒アラートが発令された場合、市町村が指定した施設は、利用可能時間帯であれば、暑熱からの避難施設として利用できます。このように暑さをしのげる場を確保することで、熱中症による重大な被害の発生防止が期待されます。

県内の先行事例として、昨年豊田市が市内63カ所の施設をクーリングシェルターとして指定しました。対象となった公共施設では、熱中症予防のための啓発チラシや熱中症予防グッズ(塩タブレットや冷感シート)を配布し、市民の熱中症に対する意識を高め、利用を呼び掛けていました。

暑さに慣れない時期は、急激に暑くなると、身体が対応できず、気温がそこまで高なくても熱中症になるリスクがあります。熱中症になるリスクが高い日は、できるだけ外出を避けたり、冷房が効いたクーリングシェルターを利用したりするなど、涼しく過ごして熱中症を予防しましょう。



昨年豊田市で指定されたクーリングシェルター

環境調査センター 企画情報部
愛知県気候変動適応センター
電話 052-910-5489 (ダイヤルイン)



適応とは、気候変動の影響に備えること。

愛知県気候変動適応センターだよりのバックナンバーはこちら
<https://www.pref.aichi.jp/site/ailccac/tekiou-dayori.html>

